

ハンズ太白通信 第65号

【発行】 障害者相談支援事業所ハンズ太白

令和3年11月発行

『ハンズ』とは、地域で安心して生活するため手と手をつなぎ支え合いの輪を広げ『手を取り合っ』という思いを込めて名付けられました。

【 もくじ 】

- 1. 知っていますか？「電話リレーサービス」について 1 ページ
- 2. 知っておきたいみんなの情報 2～3 ページ
- 3. 生活支援講座「障害年金について」を開催しました。 4 ページ

1. 知っていますか？「電話リレーサービス」について

○「電話リレーサービス」とは

「電話リレーサービス」は、聴覚や発話に困難がある方と聞こえる方を、手話・文字と音声とを
通訳することで、24時間365日、電話でお互いにつなぐサービスです。これまでも一部の民間団体が
試行的に提供し、限られた範囲で行われてきましたが、令和3年7月1日より、公共のサービス
として開始となりました。自分の伝えたい情報を、インターネットやスマートフォンのビデオ通話
機能を利用して、手話・文字に通訳をしてもらうことでお互いに連絡を取り合うことができるよう
になります。今回公共のサービスとして行うようになることで（1）24時間365日（2）緊急通報
にも連絡ができる（3）通話先とお互いに発信が可能となります。

「電話リレーサービス」を利用するためには、文字・手話での通訳が必要となる方がインターネット
もしくは、郵送にて事前の申し込み手続きが必要となります。

※詳しくは一般財団法人日本財団電話リレーサービスにお問い合わせください。

総務省ホームページ 電話リレーサービスリーフレット参照



2. 知っておきたいみんなの情報

「ヘルパーさんができること・できない（やってはいけない）こと」について

在宅生活を自分らしく行っていく上で、みなさんのお手伝いをしてくださるサービスとして「居宅支援」をご利用されている方も多いことと思います。

居宅介護は、サービス内容としては大きく分けて「家事援助」と「身体介護」に分かれております。

基本的に障害福祉サービスでの利用の場合は「サービス等利用計画」（セルフプランの方はそのプラン内に）、介護保険サービスで利用されている方は「ケアプラン」に書かれていないサービスは提供することができません。

また、ヘルパーさんは家政婦ではないので、頼めばなんでもしてくれる方ではありません。では、どんな事ならやっていただけるのか？プランの中に載せてもらえるのか？、一例ではありますが一覧表を載せました。

1) 家事援助利用時のポイント

- 受給者証を持つ本人に対して、本人のいる自宅で援助します。本人以外の家族に対する援助には対応できません。
- 日常的なことであり、ヘルパーが代わりにしないと日常生活に支障がでることについて援助します。
- 家事代行サービスではないため、家事ができる介護者が同居している場合や、日常生活に必要なと判断されるサービスについてはご利用できない場合もあります。
- 制度で定められているほか、事業所や市との取り決めで決まっていることもあります。詳細は事業所、各区障害高齢課にご確認ください。

できること	できない（やってはいけない）こと
調理や配膳、片づけ	<ul style="list-style-type: none"> • 本人以外の調理や配膳、片づけ • おせち料理など行事食を作る。
普段過ごす場所の掃除	<ul style="list-style-type: none"> • 利用していない部屋の掃除 • 庭の掃除 • 大掃除 • 引っ越し準備や家具の修理・移動 • ペットの世話 • 洗車
食事の見守り	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者以外の見守り • 話し相手
日常生活圏内での買い物の代行、同行	<ul style="list-style-type: none"> • 遠くのお店での買い物代行、同行 • お酒やタバコなど嗜好品の買い物 • 本人用ではない買い物
洗濯や衣類整理、ベッドメイク	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者以外の洗濯。衣類整理等
郵便・薬の受け取り	<ul style="list-style-type: none"> • 役所や金融機関の手続き代行 • 金銭管理

2) 身体介護利用時のポイント

- 本人の身体に直接触れて行う介助で、日常生活上必要な動作の自立を支援するためのサービスになります。
- 医療行為にあたる介助を行うことは原則できません。ただし、痰の吸引、経管栄養の提供など一部については、認定特定行為業務従事者認定書を持つヘルパーで対応できる場合もあります。

できること	できない（やってはいけない）こと
寝起きの介助・体位変換、移乗	
トイレ誘導・排泄介助・おむつ交換	
ストーマ装着のパウチに溜まった排せつ物の廃棄	肌に密着したパウチの取り換えや摘便 自己導尿 血糖値測定など
軽い切り傷、擦り傷、汚れたガーゼの交換など、専門的な判断や技術が必要ない処置	褥瘡の処置など、専門的な判断が必要な傷の処置
自動血圧測定器での血圧測定・パルスオキシメーターの装着	
入浴介助・清拭	
更衣	
食事介助・水分補給	
洗面介助・整髪介助	散髪
爪切り・爪やすり	病気や異常があるなど、専門的な管理が必要な爪の管理
歯ブラシや綿棒等を使った口腔ケア	重度の歯周病がある場合の口腔ケア
服薬の見守りなど	薬の管理、仕分けなど 医療的ケア 医者の説明を受ける、説明をする
乗車、降車のための移動、移乗の介助	病院内での介助、付添い 利用者やヘルパーの自家用車を運転する 冠婚葬祭への外出付添い



3. 生活支援講座「障害年金について」を開催しました

令和3年9月17日（金）、太白障害者福祉センターにて生活支援講座「障害年金を学ぼう」を開催しました。

講師に、仙台南年金事務所お客様相談窓口の池上悦子氏をお迎えし、障害年金の概要や相談窓口等について、ご講話を頂きました。講話終了後の質疑応答の際にも、参加者の皆様の抱える個別の質問に対し、一つひとつ丁寧にご回答頂きました。



ハンズ太白では、皆様の生活にお役に立つ情報提供の場として、生活支援講座を毎年3回実施しております。感染症対策を行い、皆様が安心して参加できる環境を整えつつ、実施していきます。次回は令和4年1月ころに「金融犯罪防止について」の開催を予定しております。詳細については後日チラシなどでお知らせいたします。

《ハンズ太白 11月から1月までのお休みの予定》

★ 11月1日（月）、4日（木）、8日（月）、15日（月）、22日（月）

24日（水）、29日（月）

★ 12月6日（月）、13日（月）、20日（月）、27日（月）

★ 1月10日（月）、17日（月）、24日（月）、31日（月）

※ 12月28日（火）から1月4日（火）までは年末年始休業となります。

ハンズ太白、ハンズ通信に関するご意見、ご感想は下記までご連絡下さい。

相談支援事業所ハンズ太白（仙台市太白障害者福祉センター内）

電話・FAX：022-308-8834

住所：〒982-0012 仙台市太白区長町南一丁目6番10号

Eメールアドレス hands-ta1@shinsyou-sendai.or.jp